

明 細 書

作成日：平成29年3月23日

改定日：平成31年4月26日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒761-0021)

(カガワケン タカマツシ ニシノマルチヨウ)

香川県高松市西の丸町14番7号

(カガワケンノウキョウキョウトウクミアイ)

名 称（フリガナ）：香 川 県 農 業 協 同 組 合

代表者（管理人）の氏名：代表理事理事長 遠城 昌宏

ウェブサイトのアドレス：<http://www.kw-ja.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第3類 果実類

区分に属する農林水産物等：うんしゅうみかん

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：香川小原紅早生みかん (カガワオバラベニワセミカン)

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：香川県

5 農林水産物等の特性

「香川小原紅早生みかん」は、香川県で発見された品種「小原紅早生」を用いて香川県内で栽培された温州みかんである。果皮の色は鮮やかな濃紅色で、国内で栽培される温州みかん約100品種の中で、果皮の色が最も紅いと言われており、その色は、品種登録の際の特性評価では、同種の温州みかんが濃橙であるのに対して、一段階高い紅（赤橙）として登録されている。果肉の色も濃橙色で、他の温州みかんとは、明らかに異なる形質を有している希少な品種である。

(資料No.1「果皮、果肉の色比較」)

「香川小原紅早生みかん」の栽培に当たっては、個々の園地の果実サンプリング調査等により、その生育状況を確認した上で、園地の栽培環境に合せたきめ細かな栽培管理指導を行い、産地全体で糖度と酸度のバランスのとれた果実を生産している。また、厳しい品質管理によって市場には良食味の青果しか流通させておらず、一般的な温州みかんにはない濃紅色をした外観と相まって、高単価で取り引きされている。(資料No.2「香川小原紅早生みかんの単価」)



さらに、露地栽培のほか、越冬栽培、ハウス栽培の3つの作型で栽培することにより、長期間の販売が可能で、実需者に対するアピール力も強い。特に、ハウス栽培のものは、温州みかんの出回り時期でない夏場に食べることができる「紅くて甘いみかん」として人気が高く、6月下旬のハウス栽培の初出荷時には初競りが新聞、TVなどの地元メディアに取り上げられており、地元香川を代表する産品として認識されている。

加えて、近年は海外へも輸出され、春節を前にみかんを贈り合う習慣のある中華系の消費圏において、特長でもある紅い色が好まれ、引き合いも強い。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

品種「小原紅早生」を用いる。

(2) 栽培の方法

香川県内において、品種「小原紅早生」を用いて栽培する。

生産園地での植栽から収穫までの管理については、「香川小原紅早生みかんの栽培管理」（資料No.3）に沿って行う。

なお、指導員等（JA指導員、県の普及員）が収穫までの期間、複数回の園地巡回を行い、個々の園地に合わせた栽培管理指導を行う。

(3) 出荷規格

生食用の出荷については、別表「香川小原紅早生みかん出荷規格」を遵守する。

(4) 最終製品としての形態

「香川小原紅早生みかん」の最終製品としての形態は、青果（うんしゅうみかん）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由

「小原紅早生」は、昭和48年、香川県坂出市の生産者小原幸晴氏のみかん園で栽培されていた「宮川早生」という品種の中に、偶然発見された枝変わりの紅いみかんを地域の人たちが協力して接ぎ木で増やし、長い時間をかけて育てあげた香川県のオリジナル品種である。

日照時間が長く、みかんの甘さを決める夏秋期に雨が少なく、冬でも温暖な瀬戸内海式気候の香川県は、温州みかんの栽培に適しており、古くから味の良い、高品質な温州みかんが栽培されてきた。しかし、「小原紅早生」が発見された昭和40年代後半、全国的に温州みかんは供給過剰気味で、販売価格が低迷していたことから、販売価格を向上するために、差別化商品の開発が急務であった。

このため、新たな品種に期待する地域の生産者7名が、昭和59年から「小原紅早生」の栽培を開始し、徐々に生産量を増やすとともに、JAや香川県農業試験場も加わって紅色の要因や色以外の特性についての調査を進め、平成5年に品種登録に至った。その後、他の系統には極めて少ない紅色の果皮を有する差別化商品として、平成17年度の香川県果樹農業振興計画でかんきつ類の重点推進品種に指定され、県を挙げて苗木の増殖や生産技術の普及推進を行い、県内全域に産地を拡大させている。（資料No.4「香川小原紅早生みかんの生産状況」）

なお、平成23年までは、育成者権があり、香川県内のみで栽培していた。温州みかんの収穫に

は、植え付けから収穫まで5～6年は必要であることから、現在、市場へ出荷できる品質の「小原紅早生みかん」を収穫可能なのは香川県のみであり、実際、市場には、香川県産のみが流通している。

また、「香川小原紅早生みかん」は、香川県が推奨するブランド果実「さぬき讚フルーツ」の対象品目にも指定されており、香川県を代表するブランド果実として、香川県の「さぬき讚フルーツ」の牽引役を務めている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

「香川小原紅早生みかん」は、昭和59年から坂出市で栽培されていた。品種登録された平成5年に、生産者団体、生産者による「種苗登録品種小原紅早生みかん生産振興協議会」が設立されたことを機会に、苗木の増殖と生産技術の普及推進に取り組み、あわせて地道な消費宣伝活動に取り組んだことで、「美味しい紅いみかん」のイメージが消費者に定着し、市場での評価も徐々に高くなった。さらに、平成18年には、「さぬき紅」、「金時紅」のブランドを設けたことにより、贈答品としても知名度が高くなり、現在、県内各地へ産地が拡大し、生産量も徐々に増加している。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。
- 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

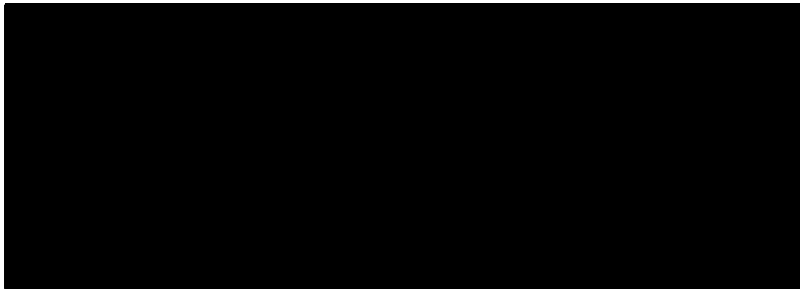
【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

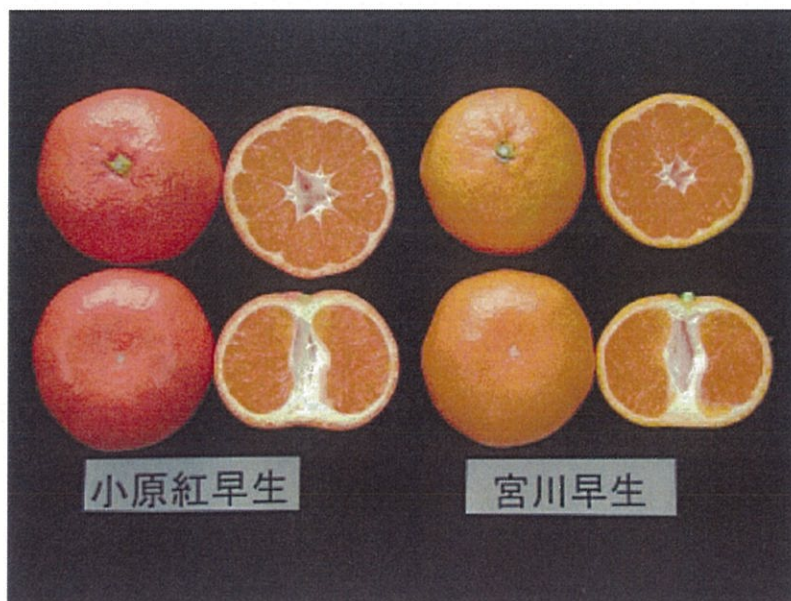
- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先



資料 No. 1

果皮、果肉の色比較



一般的な早生みかん：宮川早生

資料 No. 2

香川小原紅早生みかんの単価

	香川 小原紅早生みかん※	平均単価 kg/円 温州みかん類※※ (大阪市中央卸売市場本場)
平成 27 年	348	264
平成 26 年	275	228
平成 25 年	326	248
平成 24 年	341	254

※ 出典：JA 香川県調べ

(香川小原紅早生みかん単価は、市場出荷された小原紅早生全体の平均単価)

※※出典：大阪市中央卸売市場年報 平成 27 年度、平成 26 年度
年間月別類取扱高推移表 (本場) 温州みかん類

資料 No. 3

香川小原紅早生みかんの栽培管理

植栽

○植栽基準

中庸地		肥沃地	
当初間隔 (本/10a)	最終間隔 (本/10a)	当初間隔 (本/10a)	最終間隔 (本/10a)
2.0m×2.5m (200)	4.0m×5.0m (50)	2.5m×2.5m (160)	5.0m×5.0m (40)

上記については目安とする。

整枝・せん定

果皮が退色しやすいこと、隔年結果性が他のうんしゅうより強いことから、葉数と高品質果実を生産できるしなやかな結果枝を確保することに努める。

収穫時期が他の早生うんしゅうより遅いため、隔年結果を招きやすいので、予備枝のせん定は秋季に行っておき、豊作年の着花を抑制することに努める。

摘果

他のうんしゅう以上に着果位置を揃えることにより、品質と着色の均一化を図る必要がある。紅色色素は紫外線により分解されやすいので、樹冠上部や南向きに着果した果実は直接日光を避けるため、やや内側に結実させることに努める。

- ・着果量の多い樹では、粗摘果を行った後、仕上げ摘果を行う。
- ・着果量の少ない樹では、粗摘果は行わず、仕上げ摘果のみで対応する。

収穫・予措・貯蔵

- ・品質を揃えるため必ず樹冠外周部と内部の果実を区分して収穫する。

別表

香川小原紅早生みかん出荷規格

【等級区分】

区分	基準
秀	品種固有の色沢を有するもの 玉ぞろいは異なる大きさのものが混入しないもの 異品種果、腐敗変質果、未熟果、傷害果が混入しないもの 外観不良果はほとんどないもの
優	品種固有の色沢を有するもの 玉ぞろいは異なる大きさのものが混入しないもの 異品種果、腐敗変質果、未熟果、傷害果が混入しないもの 外観不良果はおおむねないもの
良	品種固有の色沢を有するもの 玉ぞろいは異なる大きさのものが混入しないもの 異品種果、腐敗変質果、未熟果、傷害果が混入しないもの 外観不良果は秀又は優に属さないもの

【階級区分】

階級	果の直径
3L	8.0 cm 以上
2L	7.3 cm 以上 8.0 cm 未満
L	6.7 cm 以上 7.3 cm 未満
M	6.1 cm 以上 6.7 cm 未満
S	5.5 cm 以上 6.1 cm 未満
2S	5.0 cm 以上 5.5 cm 未満
3S	4.5 cm 以上 5.0 cm 未満

◆出荷品質基準

	基準糖度	基準クエン酸
香川小原紅 早生みかん	10.0度以上	0.8～1.0%

資料 No. 4

香川小原紅早生みかんの生産状況

「小原紅早生」生産状況の推移(香川県内地域別)

(単位 : ha)

	東讃地域	小豆地域	中讃地域	西讃地域	全体
平成 14 年	3.5	0.5	17.0	0.7	21.7
平成 15 年	4.5	0.5	18.0	0.7	23.7
平成 16 年	6.0	0.5	20.0	0.7	27.2
平成 17 年	8.0	0.5	21.0	0.7	30.2
平成 18 年	9.0	0.5	25.0	1.6	36.1
平成 19 年	10.0	0.6	25.6	1.9	38.1
平成 20 年	10.0	0.6	32.3	2.1	45.0
平成 21 年	15.2	0.6	35.1	2.1	54.3
平成 22 年	15.6	0.6	38.1	2.3	56.6
平成 23 年	16.3	0.7	40.8	2.7	60.5
平成 24 年	16.9	0.8	43.5	3.2	64.3
平成 25 年	18.3	0.9	48.0	3.4	70.6
平成 26 年	19.7	1.0	51.3	4.3	76.3